

※本発表内容は、あくまでも研究員個人のものであり、我が国政府や当事務局の見解を代表するものではありません。

平和維持活動における 「青年・平和・安全保障」の課題

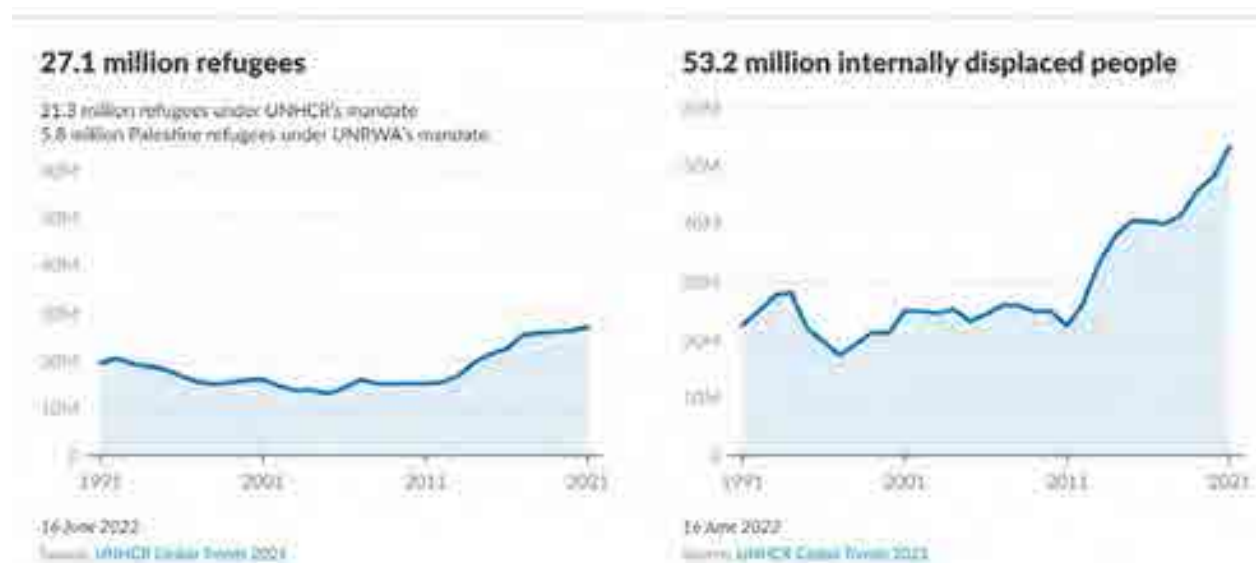
内閣府国際平和協力本部事務局
国際平和協力研究員 ラジャイ麗良

青年とは

- 青年の定義は統一されていない。国連は、15-24歳と定める一方で、国連安保理決議2250は18-29歳と定義している。また各国でも青年の定義は異なり、例えば内閣府は「おおむね18-おおむね30歳」としている。
- 青年は単に年齢を指すものとして理解されるべきではなく、社会的なラベルとして、またアイデンティティとして理解されるべきである（Landry, 2017）。
- 世界の青年（18歳～29歳）の人口は約18億人であり、とくに世界の紛争地で青年が占める割合は大きい（UNSCR2250, 2015）
- 青年の特徴としてよく挙げられるのは：さまざまな影響を受けやすく、自分の価値観やアイデンティティについてより考えるライフステージであり、コミュニティやグループへの帰属欲がある（Save the Children, 2021） ➡ 結果、過激派グループのターゲットにされることも

紛争下で青年が受ける影響

- 紛争または武装勢力に関与している、学校・職場を失う、家族・友人を失う、身体的・精神的な傷を負う、避難せざるを得なくなる (Youth4Peace, 2018)
- 難民及び国内難民（1億人）の35%が15-24歳 (UNHCR, 2016)
- 青年が平和構築で果たすことの出来る役割は大きいものの、これまで「被害者」か「加害者」として取り上げられることが多く、係る役割は広く認識されてこなかった (Youth4Peace)



国連安全保障理事会決議2250

- 国連安全保障理事会決議2250「青年・平和・安全保障」が2015年に採択された。
 - ➡ 青年は平和構築における重要なアクターと認識される。
- 国連安保理決議2250は、青年の平和構築活動を推進し支えるため、5つの柱——参加・保護・予防・パートナーシップ・解放と再統合——を元に、加盟国、国連、市民社会に対して平和構築活動の方向性を示した。



PARTICIPATION



PROTECTION



PREVENTION



PARTNERSHIP



DISENGAGEMENT
& REINTEGRATION

国連安全保障理事会決議2250



参加：平和構築の意思決定や政策決定の過程において、青年の有意義な参加のための制度を確立すること



パートナーシップ：青年の平和構築参加や活動のサポートを国際社会、各国、国際機関、その他アクターが協力し合い、促すこと



予防：暴力予防活動や社会的統合を支援し、質の高い平和教育の提供や異文化・異宗教間の対話を促し、あらゆる形態の差別への青年の参加を予防する制度を設けること



保護：青年を含む文民をあらゆる暴力（性的及びジェンダーに基づく暴力等）から保護すること



引き離しと社会復帰：武装解除、動員解除及び社会復帰において、紛争によって影響を受けた青年の疎外化を防止し、教育や雇用において支援すること

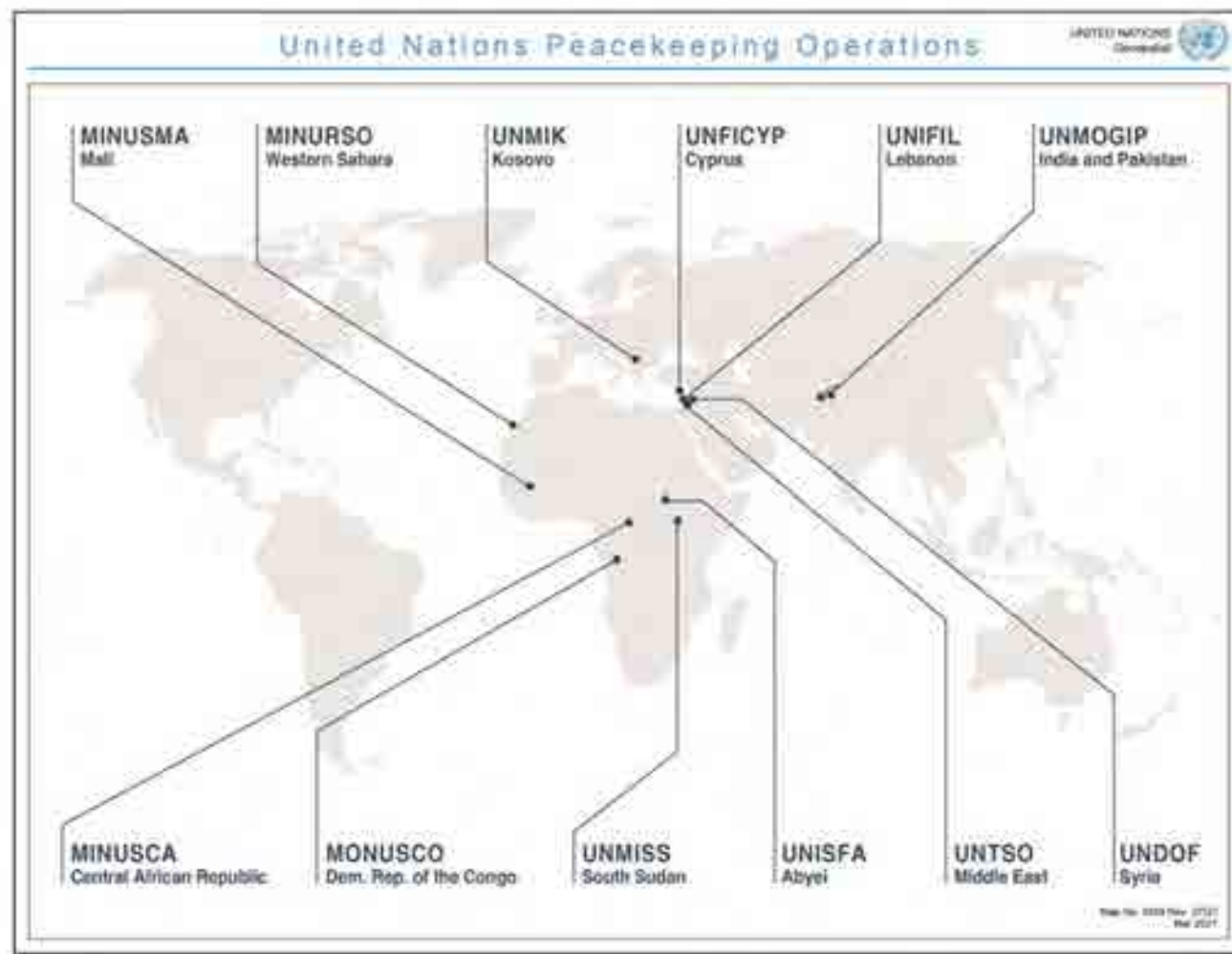
国連安全保障理事会決議2250

[...] 文民の中で、青年が、難民や国内避難民として、武力紛争により悪影響を受けた者の大部分の割合を占めていて、そしてまた教育や経済的机会への若青年のアクセスの途絶が、永続的な平和および和解について劇的な影響を有していることに懸念を表明し、平和と安全の維持や促進に対する取組における青年の重要且つ積極的な貢献を認識し、青年が、紛争の予防および解決においてまた平和維持活動や平和構築活動の取組の持続可能性、包含性および成功の主要な側面として、果たすことができる重要な役割を確認し、

青年が、永続的な平和を具体化しそして正義と和解に貢献することにおいて積極的に貢献すべきこと、また青年の人口が多いことが、包括的な政策が整っているならば永続的な平和と経済的繁栄に貢献できる独特な人口の配当を表していることを認識し、[...]

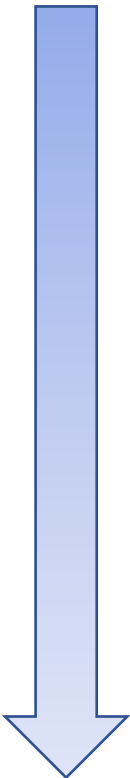
PKOにおける国連安保理決議2250の実施例

- マリ：青年組織のキャパシティビルディング
- コソボ：PKOミッションの職員と青年が話し合う会議を実施
- コンゴ：平和構築の政策決定に青年を招待
- コロンビア、マリ、中央アフリカ：青年のSSR、DDR参加



- キプロス：青年を対象にトレーニングを実施
- 多くのPKO：PKOが主催するイベント等に青年代表をスピーカーとして招待
- 南スーダン：地域のコミュニティや警察等とのネットワークを構築

異なるレベルにおける国連安保理決議2250の実施例



• 政策レベル

政策立案レベルで青年の参加を促し、青年視点のニーズを取り入れる。

- National Peacebuilding Plans (キルギス、リベリア、シエラレオネ、イエメン)
- Poverty Reduction Strategy Papers (アフガニスタン、マリ、コンゴ、南スーダン)
- National Youth Policies (南アフリカ、東ティモール)

• プログラムレベル

青年のリーダーシップを高めるためのプログラムを実施。青年の組織をサポート。

- 職業訓練、リーダーシッププログラム、青年の組織との協力等

課題

2015年に国連安保理決議2250が採択されてから、様々な平和構築に携わるアクターが青年の役割に注目し始め、各平和維持活動においても様々な方法によって「青年・平和・安全保障」の提案が実施されているが、未だに多くの課題が存在する：

- 未だに青年は「被害者」か「加害者」として取り上げられることが多く、青年の平和構築参加に対する理解が深まっていない。
- 青年を「対象者」とするプログラムや政策が多く、青年を「対等なパートナー」と認識するプログラムが少ない。
- 多くの活動が一時的なものであり、あらゆるレベル、セクションにおける継続的な青年の平和構築参加の促進が欠けている。

提言

国連安保理決議2250に対する理解を深める

- 国連安保理決議2250 に関する内容をPKO派遣前研修に含める
- 「青年・平和・安全保障」に関する課題を議論する場を設ける

日本のこれまでの「青年・平和・安全保障」における貢献を示し、今後の可能性を探る

- 日本の国際平和協力活動と国連安保理決議2250を関連付ける

青年の継続的な平和構築活動を支援する

- 高等教育機関の設立やトレーナーのトレーニング(ToT)の実施等、青年の育成を継続的に行えるシステムをつくる
- 各PKOにおいて青年担当官の配置を提案し、支援する
- PKOの活動において現地の青年団体とのパートナーシップを結ぶ

国連安保理決議2250の理解を深める

- 日本で国連安保理決議1325「女性・平和・安全保障」に関する認識は広がっているが、「青年・平和・安全保障」に関する議論はあまりなされていない。
- PKO派遣前研修において「青年・平和・安全保障」の内容を含めることによって派遣要員の理解を深める。
- 様々な形で「人材育成」や「人づくり」に積極的に貢献している日本が国連安保理決議2250においてリーダーシップをとることは可能ではないだろうか。
- これまでの国際平和協力活動と国連安保理決議2250を関連付け、日本がこれまでどのように「青年・平和・安全保障」において貢献してきたのか、そして今後どのように貢献できるか議論する。
- 国内外の「青年・平和・安全保障」に関する課題を積極的に議論し、理解を深める必要がある。

安保理決議2250に係るオールジャパンの貢献

南スーダンの例

➤ 上ナイル大学及びジュバ大学文化センター整備計画

・若者に対する高等教育・職業訓練支援として、上ナイル大学マラカル・キャンパスの修復及び機材供与を行い、またジュバ大学文化センターに職業訓練用機材の供与を行う（UNDP連携）ーグラウンドは以前自衛隊が整備したもの

➤ ジュバ大学のデジタルプラットフォームを開設

・情報へのアクセス、デジタルリテラシーの能力構築を目的とする（UNDP連携）

➤ 南スーダンの若者たちをスポーツのイベントに招待

・南スーダンの各地から500人の若者が集まり、交流する機会を提供（JICA, UNDP, UNMISS, 南スーダン教育省）

➤ ジュバ大学の学生とセミナーを開催

・経済など南スーダンの様々な課題について議論する場を提供（日本大使館）



https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000584.html

<https://www.undp.org/south-sudan/press-releases/new-digital-platform-training-and-capacity-building-university-juba-inaugurated-embassy-japan>

<https://unmiss.unmissions.org/south-sudanese-youth-use-their-passion-sports-build-lasting-peace>

持続的な高等教育機会の提供

- 国連安保理決議2250で、青年の平和構築活動を支える環境として高等教育が挙げられている
➡高等教育の役割：1) 職業訓練としての役割、2) 政治参加能力を高める役割、3) 異文化理解を促し差別予防のための平和教育の役割
- 紛争終結国に対する教育支援において高等教育の優先度は低く、基礎教育やノンフォーマル教育に対する支援が主な割合を占めている（UNICEF 2015）－ 日本は高等教育が得意
- 紛争終結国の高等教育への投資と拡大は、復興の見通しを高め、青年に安定した生活の希望を与え、紛争再発の可能性を減らす（Dryden-Peterson 2010、Collier et al.2008）
- 近年では、高等教育の重要性が以前より高まったことで資金配分が拡大しているが（World Bank 2000;MacGregor 2015;SPHEIR 2017）、その多くはドナー国への留学のための奨学金として提供されている（McCowan 2016）
- 奨学金の提供だけは、紛争によって破壊された高等教育システムの根本的な問題を解決できない。持続的な発展と平和のためには、高等教育システムの再構築を支援する必要がある。

PKOにおける青年担当官の配置

- 複数国の青年担当官へのインタビューの結果➡ 各平和維持活動において青年に関する課題を担当するポストをつくることによって、青年のより持続的な平和構築参加が可能となる。
- 国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）は、PKOの中で唯一、青年担当官のポストを設けているミッションである。コソボはヨーロッパで最も若い人口を抱えており、人口の55.9%が25歳以下であると言われている。長期的な平和の取り組みにおける青年の重要な役割を認識し、2016年5月に初の青年担当官を任命した。
- 青年担当官は、国際機関、政府および非政府組織と協力し、青年の直面している課題や状況の認識を高め、青年の平和構築の取り組みを支援し、あらゆるレベルの意思決定に青年の参加を促す役割を担うー 政府、国連、青年団体の仲介役
- 常に青年のニーズを把握し、継続的に青年と共に活動し、支援する上で青年担当官の存在は有効的。

青年主体の団体とのパートナーシップ

パートナーシップからオーナーシップを



Youth4Peace

各国、各地域のUNSCR2250に関するケーススタディが載っている。

<https://youth4peace.info/>

United Network of Young Peacebuilders

各国、各地域の青年組織の情報と報告書等が載っている。

<https://unoy.org/>



「青年は、世界の発展と革新の最前線に立つべきです。力を与えられた青年たちは、開発と平和のための重要な担い手となることができます。しかし、もし彼/彼女らが社会の片隅に取り残されるようなことがあれば、私たち全員が貧困に陥ることになるでしょう。すべての青年が、それぞれの社会の一員として十分に活躍できるよう、あらゆる機会を確保しようではありませんか。」

－ コフィー・アナン氏



ご清聴ありがとうございました